

岐阜市地域クラブ活動推進計画

～中学生の成長を支える豊かで魅力的な
地域における、地域がつくる、地域クラブ～

ぎふ魅力づくり推進部 岐阜市教育委員会

令和8年3月

目次

はじめに	1
第1章 改革推進期間における本市の取組と現状	2
1 令和5年度～令和7年度の取組	
2 地域クラブの現状	
3 取組から明らかとなった課題	
第2章 改革実行期間(前期)における地域展開のあり方	6
1 令和8年度～令和10年度における方針	
2 スケジュール	
第3章 地域クラブの認定制度	8
1 認定要件の明確化	
2 登録の更新について	
第4章 平日部活動における地域展開	10
1 改革実行期間(前期)における平日部活動のあり方	
第5章 市内全域における地域主体の運営体制の構築	11
1 令和9年度末の構築完了に向けた方策	
2 ひとつづくり、まちづくりに資する岐阜市型地域クラブ	
3 生徒の成長を支える中学校の体制と役割の明確化	
第6章 運営団体の基盤強化	15
1 維持、安定に向けた財源確保	
2 運営団体強化のための方策	
第7章 学校施設利用における利便性の向上	16
終わりに	16

はじめに

改革推進期間から改革実行期間（前期）へ

国から示された令和5年度～令和7年度の3年間にわたる休日の部活動の地域展開（地域移行）の改革推進期間が終わり、次のフェーズとして令和8年度～令和13年度の6年間の改革実行期間（前期3年間、後期3年間）が国から示され、新たな改革が始まる。

改革の方針として、国は大きく以下の3点を示した。

- ・地域クラブ認定制度の構築
- ・平日も含めた段階的な改革の推進
- ・地域クラブの運営団体の基盤強化

本市では、前身の令和5年度～令和7年度の3年間における岐阜市休日部活動地域移行推進計画を踏まえて改革を進め、令和7年度末には地域クラブへの移行が全て完了し、かつ安定的、持続的な地域クラブとして藍川スポーツカルチャークラブ（ASCC）を設立し、活動を開始するなど改革を進めてきた。この度、後身の岐阜市地域クラブ活動推進計画を策定することで、改革推進期間後の3年間（改革実行期間 前期）における本市の地域クラブのあり方とめざす方向性について整理し計画を立てた。

岐阜市型地域クラブの考え方

少子化による生徒数の減少や部活動加入率の低下により、将来的に単一校における活動が困難となることや、加えて社会全体で働き方改革が進む中、教員の長時間労働の課題を背景に地域展開が全国的に始まった。本市も例外なく、同様の課題を抱えており、避けられない状況であった。

岐阜市では、将来にわたり本市の中学生※の誰もが希望するスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会確保を目的（ゴール）に掲げて取組を推進してきた。また、この地域クラブ活動が本市の中学生の成長に資する活動となるよう『『地域クラブ活動』とは『学校部活動に等しく置き換わる活動』である』と定義付け、部活動の教育的意義を継承する活動として実施してきた。この基本的な考え方は今後3年間も変わらず、地域において地域がつくる地域クラブをめざす。

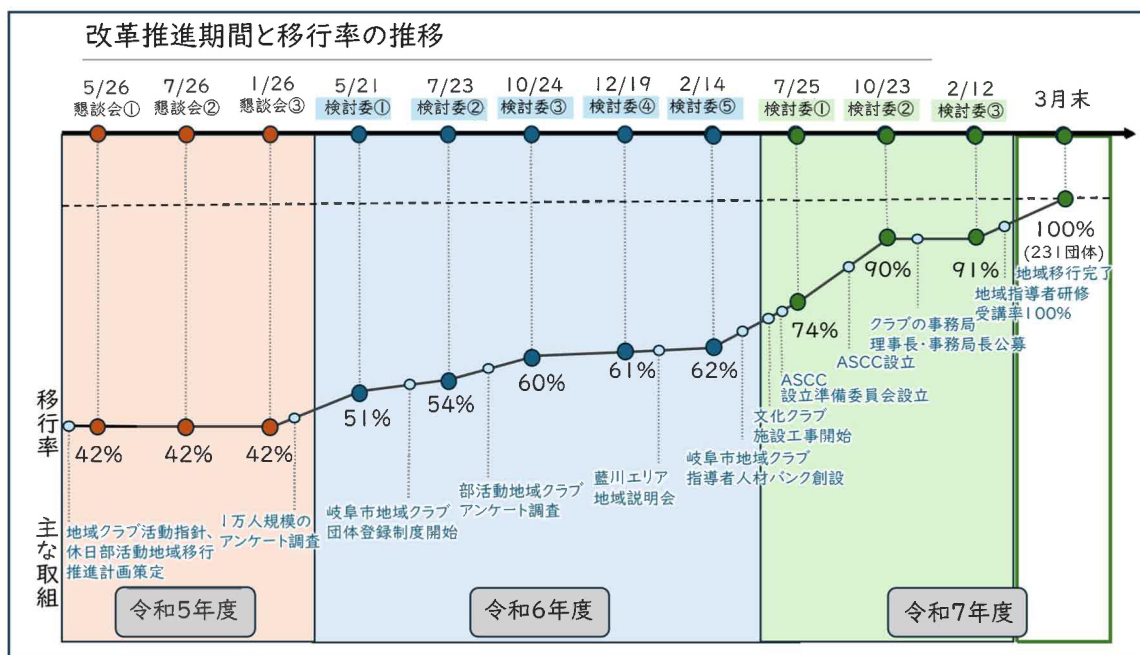
※「中学校」及び「中学生」には、義務教育学校の後期課程及びその生徒を含む

第1章 改革推進期間における本市の取組と現状

1 令和5年度～令和7年度の取組

地域展開が始まる以前、令和4年度において休日に活動する部活動は中学校22校に256部活（運動系218部活、文化系38部活）あり、約7割にすでに保護者クラブが設置されていた。また、従前より総合型地域スポーツクラブと中学校部活動が連携していた長森中学校（長森・日野スポーツクラブ）、精華中学校（精華スポーツクラブ）、三輪中学校（みわスポーツクラブ）では、総合型地域スポーツクラブが休日の活動や運営を担っていた経緯がある。

こういったことから、本市の地域展開において、22校のうち3校は総合型地域スポーツクラブにて地域クラブ活動を実施し、19校は中学生になじみが深く、かつ身近で低廉な会費で活動できる保護者会が主体の保護者クラブへ移行することとした。令和5年4月から22校にて可能な種目から順に地域クラブへと移行してきた。



地域展開を推進する過程で、「指導者確保が困難なこと」、「地域クラブ設立のための規約作成が保護者にとって困難なこと」、「文化系の部活動は校舎内を使用することからセキュリティ上の問題があること」等の課題が明らかとなった。そのため、市は令和6年度に岐阜市地域クラブ指導者人材バンクを創設、クラブ規約

の雛形を学校を通じて保護者会に配付、文化系の部活動を実施する中学校を訪問して調査し、鍵付きパーテーションを設置(令和8年4月に工事完了予定)した。

その他、令和5年度に1万人規模(小学校4～6年生の児童と保護者、中学校1～2年生の生徒と保護者を対象)の部活動・地域クラブに関する意識調査を実施し、体制づくりへと生かした。また、令和6年度には、依頼のあった中学校を訪問して教員、指導者、保護者を対象に地域クラブの体制等の説明を14校のべ22回実施した。同年に岐阜市地域クラブ団体登録制度を開始し、地域クラブ活動が学校部活動と同等の条件で活動できるように整理した。加えて部活動・地域クラブに関する追加調査を実施し、保護者クラブが抱える課題を明らかにするとともに、地域における安定的、持続的な運営体制として、令和7年度に藍川エリアにおいてモデル事業を実施した。

その他、令和5年度に「岐阜市立中学校における部活動の地域移行に関する懇談会(3回)」、令和6年度～令和7年度に「岐阜市中学校部活動地域移行検討委員会(8回)」を開催し、各団体の代表が協議を重ねることで体制づくりに努めた。

2 地域クラブの現状

上述した取組を経て、令和5年度末に106団体(移行率42%)、令和6年度末に147団体(移行率62%)、令和7年度末に231団体(移行率100%)が移行し、本市の地域移行は完了した。現在活動する地域クラブ231団体の内訳は、運動系地域クラブが207団体(約90%)、文化系地域クラブが24団体(約10%)である。

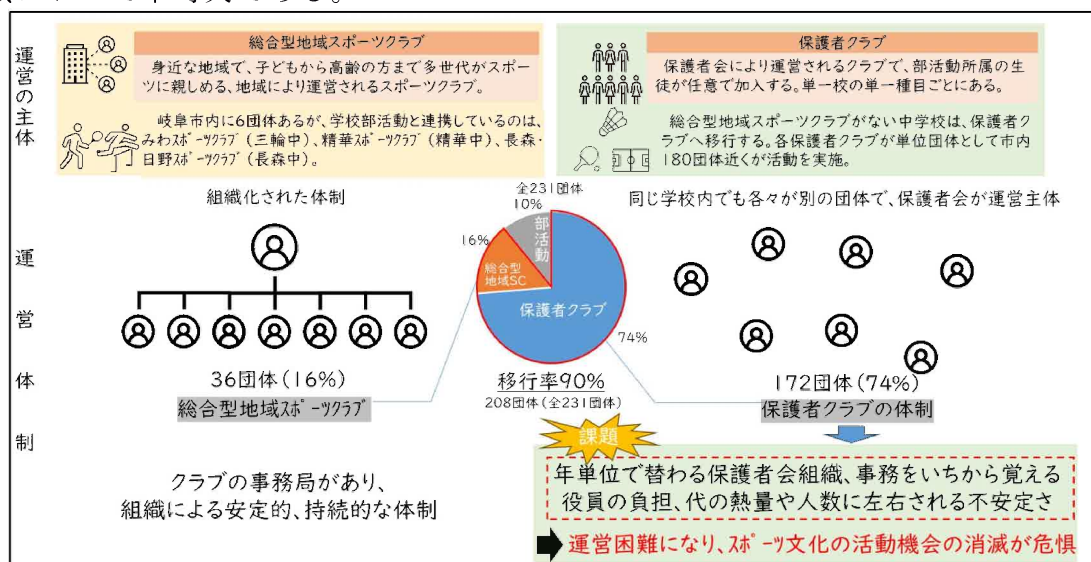
また、地域移行の過程で明らかとなった保護者クラブにおける課題は、大きく2つある。1つ目は保護者に大きな事務の負担がかかること。2つ目は、同じ学校であっても各種目の保護者クラブは別々の団体であり、全体を取りまとめる組織をもたないため、脆弱であること。これらの課題は、将来的に保護者クラブの存続が危ぶまれ、ひいては生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会維持が困難になると考えられた。そのため、安定的、持続的な体制を目的にモデル事業として地域主体の運営体制の藍川スポーツカルチャークラブ(ASCC)を設立し、令和7年9月より活動を開始した。当該クラブは、藍川エリアにおける生徒数減少と加入率低下による単一校の活動の困難さ解消と、設置部活動数に活動の選択肢が左右さ

れない3校合同（藍川中学校、藍東学園、藍川北学園）の地域クラブを実現した。
令和8年2月時点で101名が加入し、活動に参加している。

3 取組から明らかとなった課題

将来にわたり本市の中学生の誰もが希望するスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会確保を目的に改革を推進し、改革推進期間の3年間は成果とともに新たな課題も見えてきた。

地域クラブの大部分を占める保護者クラブについては、これまで述べてきたとおりであり、約200団体が共通の課題「安定的、持続的な運営の実現」を抱える。そのため、藍川エリアのクラブの事務局運営（地域主体の運営体制）は、市内全域において不可欠である。



保護者クラブにおける課題

各地域クラブ活動における中学生への指導においては、地域指導者が重要な役割を果たしている。令和7年度2月時点において、地域指導者数は304人（兼職・兼業教員63人）が209団体の地域クラブにて指導している。地域指導者の質の担保にあたり、本市は岐阜県が開催する地域指導者育成研修会または一般社団法人岐阜県部活動推進協議会が開催する部活動指導者養成講座の受講を必須とし、部活動の教育的意義を踏まえ、かつハラスメント禁止等の研修を受けた地域指導者が各地域クラブにおいて指導を行う。引き続き地域指導者の中学生への適切な指導を維持していくとともに、問題等については適切に対応する必要がある。

また、令和7年12月に国から示された新ガイドラインには、教育的意義を継

承する地域クラブが行政から適切な支援を受けられるよう、地域クラブの認定制度が示された。加えて、改革実行期間において平日と休日を一体として地域展開を推進するよう示されたことから、あらためて今後の平日部活動のあり方について方針を検討する必要性が生じた。また、運営団体における基盤強化が求められ、地域主体の運営体制となった地域クラブをさらに組織化することや法人化などさらなる盤石な体制を検討していく必要がある。その他、相当数の地域クラブが市内の学校体育施設や校舎を使用することから、地域クラブや行政において、より効率的で負担を軽減する施設管理の望ましいあり方について検討する必要がある。

第2章 改革実行期間（前期）における地域展開のあり方

1 令和8年度～令和10年度における方針

将来にわたり本市の中学生の誰もが希望するスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる機会確保を実現すること、地域クラブ活動が学校部活動に等しく置き換わる活動として、部活動の教育的意義を継承する本市の中学生の成長に資する活動を維持すること、この変わらない基本方針のもと、改革実行期間（前期）令和8年度～令和10年度において以下7点を整えれば、本市の地域クラブは、「中学生の成長を支える豊かで魅力的な 地域における、地域がつくる、地域クラブ」を実現できると考えた。

- 現行の岐阜市地域クラブ活動団体登録制度を、国が示す地域クラブの認定制度を満たす制度に再設計して運用し、全ての地域クラブが認定されて適正な活動や運営が実施されること。それに対し、行政が支援すること。
- 平日部活動の今後のあり方を検討し、3年間の中期的な見通しを描くこと。
- 地域主体の運営体制を市内全域に構築し、本市において安定的、持続的なクラブ運営を維持し、中学生のスポーツや文化芸術の活動機会を確保すること。
- 地域クラブが本市の中学生の成長に資するクラブとして「ひとづくり」や「まちづくり」につながる独自性や新たな価値を創出すること。
- 地域クラブ活動が中学生の成長を支える活動となり得るよう、学校における体制を整えるとともに学校の役割を明確にすること。
- 行政が（仮称）地域クラブ連絡協議会を設立したり、クラブが法人化することで、運営体制のさらなる強化や地域クラブ間のネットワークの構築、連携体制を強化すること。加えて、運営ノウハウを共有したり協働した取組を実施したりできるようにすること。
- 休日の学校体育施設及び校舎の使用における鍵の管理や受け渡しの負担を軽減するスマートロック導入や使用申請の電子化を一体的に検討することで、利用者や学校及び行政の負担を軽減するとともに活動を適正化すること。

2 スケジュール

[令和 8 年度]

- 現行の「岐阜市地域クラブ活動団体登録」を国が示す「地域クラブの認定制度」へ再設計、各校の地域クラブ保護者会にて説明を実施し、制度の運用を開始
- 島中学校、境川中学校において、「地域主体の運営体制」を構築するための「準備委員会」を地域に立ち上げ、理事長と事務局長、学校を中心とする地域の代表が協議することで、地域クラブの運営体制を確立
- 8 月末から 9 月はじめにかけて、島中学校、境川中学校にてクラブを設立し、地域主体の運営体制として、安定的、持続的な運営を継続
- 学校施設利用における課題を洗い出し、予約システム及びスマートロックを導入するなどの改善策の検討を進める

[令和 9 年度]

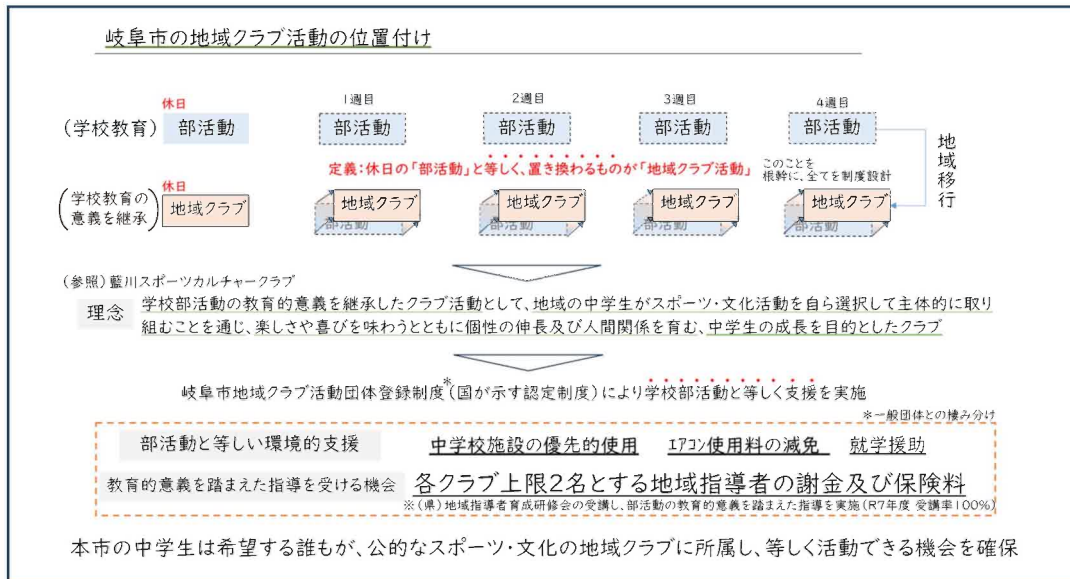
- 岐阜清流中、岐阜中央中、本荘中、梅林中、加納中、長良中、岩野田中、岐北中、厚見中、青山中、陽南中、岐阜西中、長森南中、東長良中の 14 校において「準備委員会」を立ち上げ、体制構築とクラブ設立を行い、地域主体の運営体制として安定的、持続的な運営を継続
- 長森中学校（長森・日野スポーツクラブ）、精華中学校（精華スポーツクラブ）、三輪中学校（みわスポーツクラブ）の中学部において同体制にて運営を実施
- 平日の部活動においては、部活動加入率の低下傾向を踏まえ、従来の部活動の意義を継承しつつ、スポーツや文化芸術活動に加え、科学やレクリエーション等、多様な分野の中から生徒自身が選択し、継続して取り組むことができる新たな仕組みの構築を目指す

[令和 10 年度]

- 地域における中学生のスポーツ・文化芸術活動の機会を維持するとともに、クラブ独自の取組を推進することで、中学生を中心とした地域の「ひとづくり」や「まちづくり」に資する、より豊かな地域のクラブを確立
- 地域クラブ連絡協議会を設立（市内全体を組織化）するとともに、さらに盤石な体制とするために、同協議会の法人化に向けた検討と取組を開始

第3章 地域クラブにおける認定制度

1 認定要件の明確化



岐阜市の地域クラブ活動の位置付け

本市では、岐阜市地域クラブ活動団体登録制度を令和6年6月より開始し、地域クラブは、『団体登録申請書』及び『クラブ規約』を市に提出することで、市は書類の審査を行い、学校部活動に置き換わる「地域クラブ」であることを認め、本市の地域クラブは学校部活動と等しい環境的支援を受け活動を行っている。

令和7年12月に文部科学省から地域クラブ活動に関する認定制度の方針が示され、各自治体において、認定要件を満たすクラブの活動を地域クラブ活動として認め、他の一般団体との棲み分けを明確にした。国の「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン『別冊資料① 地域クラブ活動に関する認定制度』」における認定要件と現状における本市の地域クラブ活動の実態とを照らし合わせると、すでに本市では要件をほぼ満たしている状況である。

地域クラブの認定制度の導入により、地域クラブが適切に活動できるよう支援するとともに、不適切な活動をする団体については、認定の取り消しの措置を定めるなど、適正な活動がなされるようにする。

2 登録の更新について

令和6年度6月より実施してきた「岐阜市地域クラブ活動団体登録」は、この度の国の地域クラブの認定制度を十分に組み入れた制度へ刷新する。本市における認定制度の運用にあたり、令和8年4月～5月に各校にて開催される地域クラブの保護者会に行政が出席し、新しい地域クラブの認定制度の趣旨と登録手続き等の説明を実施し、令和8年6月より書類の提出を受け付け、同年6月末より本格的に運用を実施するスケジュールで進めていくことを想定している。これにより、市から認められた地域クラブが適切にスポーツ・文化芸術活動の機会が確保されることや学校施設の優先的利用等の公的支援を受けられるようにする。

「地域主体の運営体制」が構築された地域は、各実施主体（種目）が認定にかかる申請書を作成し、クラブの事務局がそれを取りまとめ、クラブの事務局が市へ提出することで認定を受けることとする。また、国は認定の有効期間は最長3年間であると示されていることから、次の更新時期は令和11年度の改革実行期間（後期）である。そのため、国や県の動向を注視して、地域クラブの認定制度について今後も見直しを図る。

第4章 平日部活動における地域展開

1 改革実行期間(前期)における平日部活動のあり方

(1) 基本方針

平日部活動については、改革実行期間（前期）においても学校教育活動の一環として位置付け、各学校において実施することを基本とする。

部活動は、生徒が自らの意思で活動を選択し、異年齢の仲間とともに継続して取り組む貴重な学びの場であり、技能の向上のみならず、粘り強さや協働性、自己肯定感の涵養など、人格形成に寄与する重要な教育活動である。その教育的意義を継承しつつ、持続可能な形での運営を図る。

(2) 適切な活動環境と持続可能な運営体制の確立

平日部活動の実施に当たっては、国のガイドライン等を踏まえ、適切な活動時間および休養日を確保し、生徒の心身の健康に十分配慮する。あわせて、教職員の勤務時間の範囲内で実施することを原則とし、過度な負担とならない運営を徹底する。

また、部活動顧問の負担軽減に配慮しながら、専門性の確保を図るため、国の補助制度等を活用し、持続可能な平日部活動の体制を構築する。

(3) 多様な活動機会の確保と前期における到達目標

部活動加入率の低下傾向を踏まえ、生徒一人一人の興味・関心や多様なニーズに応える活動の在り方について検討を進める。従来部の活動の意義を継承しつつ、スポーツや文化芸術活動に加え、科学やレクリエーション等、多様な分野の中から生徒自身が選択し、継続して取り組むことができる新たな仕組みの構築を目指す。

改革実行期間（前期）においては、平日の部活動を教育活動として適切に運営し、生徒が3年間継続して打ち込むことのできる環境を整備することを目標とする。活動を通して、自分らしさや自分のよさを磨き、自らの可能性を広げ、成長を実感できる場の充実を図る。

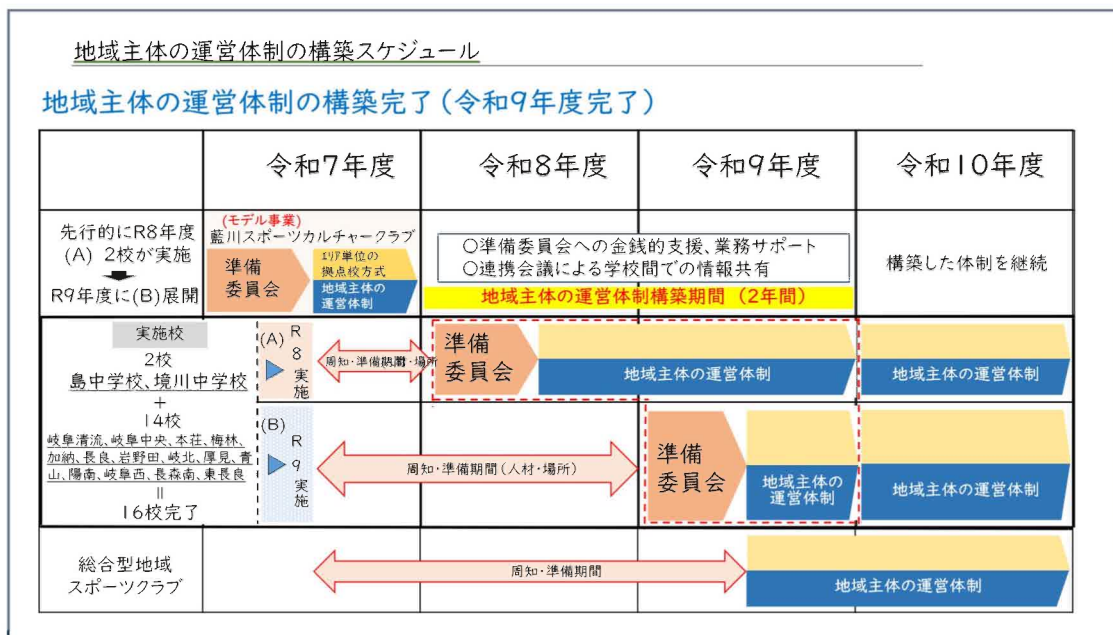
第5章 市内全域における地域主体の運営体制の構築

1 令和9年度末の構築完了に向けた方策

本市モデル事業として、令和7年9月に藍川中学校、藍東学園（令和7年度時は藍川東中学校）、藍川北学園の3校合同の地域クラブとして藍川スポーツカルチャークラブ（ASCC）を設立した。藍川中学校の体育教官室（体育館内）を事務局とし、理事長、事務局長がクラブ運営を行う。各種目の事務を事務局がまとめて一度に作業することで事務効率化を図り、課題となっていた保護者の事務負担を軽減する。また、各種目を事務局が管理することや全体を組織化することで、地域における安定的、持続的な運営を実現した。

少子化が進む藍川エリアは、単一校での活動が困難となるため3校合同の地域クラブを設立した。しかし、藍川エリア以外の中学校は、持続可能な体制の構築こそが喫緊の課題であるため、「単一校における『事務局を設置（地域主体の運営体制を構築）』」する。

スケジュールは以下のとおりである。



地域主体の運営体制の構築スケジュール

令和8年度は、本市の中学校の中でも特に保護者クラブへの地域展開が早く、保護者クラブの運営、活動実績がある島中学校、境川中学校の2校において、地域主体の運営体制を構築し、クラブの事務局運営を開始する。

令和9年度は、岐阜清流中、岐阜中央中、本荘中、梅林中、加納中、長良中、岩野田中、岐北中、厚見中、青山中、陽南中、岐阜西中、長森南中、東長良中の計14校に同様の体制を構築する。

地域主体の運営体制の構築にあたっては、理事長、事務局長の役割を担う人材を必要としており、校区に在住の方、保護者、退職教員、スポーツ少年団等の地域とのつながりのある方が望ましい。また行政は、ホームページや広報ぎふにおいて、理事長、事務局長の募集を広く行っており、候補者には市が事業概要を説明したのち、順次学校へ紹介している。

クラブ設立にあたっては、運営体制の構築とそれに関わる事務について整理し、市は「地域主体の運営体制 創設マニュアル」を作成して広く一般化した。また、主体となって体制を構築する理事長と事務局長、学校の打ち合わせ等に市はアドバイザーとして出席するなど、藍川エリアにおけるモデル事業のノウハウを生かすとともに、その地域に合った形を「地域において、地域がつくる、地域クラブ」として、特色ある体制を令和9年度末に構築完了を目途とする。

2 ひとつづくり、まちづくりに資する岐阜市型地域クラブ

本市における地域クラブが、「将来にわたり中学生のスポーツ・文化芸術の活動機会を確保」した先には、地域においてクラブの独自性を確立し、スポーツ・文化芸術活動を通じた「ひとつづくり」「まちづくり」を担う地域のクラブへと成長することが望ましい。

事例として、令和7年12月21日に藍川スポーツカルチャークラブ(ASCC)において、パリ五輪(陸上競技 走り高跳び5位)の赤松諒一選手の講演会を開催した。地域クラブに所属する中学生だけでなく、小学生や高校生、地域の多世代の方が参加され、ASCCが地域クラブとして認知されるとともに、キャリア教育や地域とのつながりを強める「ひとつづくり」「まちづくり」の第一歩となった。クラブの独自性は、地域クラブとしての新たな価値を創出することになる。「ひとつづくり」「まちづくり」に資するクラブとなるために、以下の取り組みの例が考えられる。

- さまざまな種目において、中学生のクラブ活動を小学生が体験する体験会を開催する。

○中学生が地域の小学生とともに、合同練習をする機会を定期的に設ける。

○公民館の文化祭や発表会などで、文化系クラブの中学生が発表をする。

○プロのスポーツ選手を招き、地域の方も参加可能な講演会や練習会を開催する。

○一般的に中学3年生は7月頃に引退するが、引退後もクラブに所属し活動に参加できるような仕組みを整える。

○卒業した高校生や大学生と一緒に練習に参加できるような仕組みを整える。

その他、地域の実情に合わせて、特色ある取組を実施する。

3 生徒の成長を支える中学校の体制と役割の明確化

(1) 学校の基本的役割の明確化

地域主体の運営体制が構築された後も、学校は、生徒の健全な育成及び学校教育活動との調和の確保について、生徒及び保護者に対する責任を有し、地域クラブとの適切な分担の下、教育的観点から必要な役割を果たす。

特に、生徒一人一人の実態や特性、学校生活全体の様子を踏まえた支援は、日常的に生徒と関わる学校だからこそ担うことができる。地域クラブが専門的な指導や多様な活動機会を提供する一方で、学校は、生徒の心身の状況や人間関係等を踏まえた総合的な視点から助言・連携を行うものとする。

(2) 指導の一貫性を確保する連携体制の構築

平日と休日で指導者が異なる体制においては、指導の一貫性を確保することが重要である。令和6年12月改訂の中学校学習指導要領解説においても、学校と地域クラブとの間で活動方針等の共通理解を図ることや、緊密な連携の必要性が示されている。

本市においては、部活動顧問と地域クラブ指導者が日常的に連絡を取り合い、練習内容の調整や配慮が必要な生徒に関する情報共有を行うなど、必要に応じた連携が進められている。

さらに、藍川地域における「藍川スポーツカルチャークラブ(A S C C)」の取組のように、連絡用アプリを活用し、指導者間および保護者を含めた情報共有体制を整備するなど、円滑な連携を図る実践も始まっている。

今後は、こうした実践を市内全域へ広げ、活動方針の共有、出欠や練習内容の

情報共有、配慮事項の引継ぎなどを確実に行う仕組みを模索する。

(3) 生徒の成長を支える校内体制の整備

地域主体の運営体制が確立された後も、学校は、生徒の成長を支える観点から、活動の状況を適切に把握し、必要な支援を行う体制を維持する。具体的には、校長のリーダーシップの下、部活動顧問、担任、養護教諭等が連携し、生徒の活動状況や心身の変化を把握するとともに、必要に応じて地域クラブと情報共有を行う。

また、学校は、生徒が安全に活動できるよう、施設の適切な管理や使用ルールの徹底など、利用環境の整備に努める。

さらに、学校は地域の一員として、地域クラブと情報共有や調整を行いながら、生徒が安心して活動できるよう支援し、地域クラブ活動と日常の学校生活をつなぐ機能を果たしていく。

第6章 運営団体の基盤強化

1 維持安定に向けた財源確保

令和8年度時点において、地域クラブの運営は家庭の費用負担を主とし、それに対して市が地域指導者（各種目:上限2名）の指導者謝金及び保険料といった一律の支援をする仕組みである。クラブの維持安定やクラブの独自性を発揮するためには、新たな財源確保が求められ、地域主体の運営体制を構築することにより、これまで部活動や保護者クラブでは実現が難しかった取り組みが可能となる。

財源確保の例として

- 寄付・ふるさと納税
- ガバメントクラウドファンディング
- 企業協賛、スポンサーシップ
- ホームページ等における広告収入 等

地域主体の運営体制は、さまざまな立場の方がクラブ運営に参画するため、知識や人とのつながりを生かして、アイディアを出し合ったり実行に移したりすることで、新たな財源確保に向けた取り組みが広がる。改革実行期間の前期において、自主財源を各家庭における月会費としながら、さらによりよい運営や活動のために、上記方法で財源を確保していく視点がそれぞれの地域クラブに望まれる。

2 運営団体強化のための方策

令和9年度末に地域主体の運営体制の構築が完了し、市内の全域においてクラブの事務局運営を実施することになる。保護者クラブという同一校で別団体の組織体をもたない体制（参照：P4 図表「保護者クラブにおける課題」）から、単一校全体が組織化されることで安定性が増す。このことに加えて、市内の地域クラブ全体をネットワーク化してつながることや他の地域クラブとの連携体制を強化することで、さらに市内全体として強固な地域クラブの体制となり、中学生のスポーツ・文化芸術の活動機会を確保し続けるとともに「ひとづくり」「まちづくり」に資するクラブへと発展が望まれる。そこで、地域クラブと地域クラブをつなぐ、岐阜市地域クラブ連絡協議会の設立を検討することや、さらなる盤石な体制には、各地域クラブや連絡協議会を法人化することも考えられ、令和8年度～令和9年度の地域主体の運営体制の構築と同時進行的に、調査研究を進めていく。

第7章 学校施設利用における利便性の向上

学校施設の利用については、現在、中学校の休日の部活動に置き換わるものとして岐阜市地域クラブ活動団体登録制度にて認めた「地域クラブ」に対し、学校体育施設（体育館、格技場、グラウンド）を貸し出している。

部活動であった時には当然に優先して学校施設を利用できていたが、地域展開（地域移行）に際し、一般団体の利用と競合するなどにより、利用に支障が生じる場面が起こっている。

また、これまで部活動顧問が行っていた学校施設の開・閉錠を「地域クラブ」の保護者が担うこととなり、学校と保護者間の鍵の貸し借りにかかる負担や鍵の紛失のリスクが生じている。

今後、これらの課題を解消する方策としては、第3章に示したように令和8年度に国の地域クラブ認定制度を受けて本市の団体登録制度が刷新されたことによる「地域クラブ」優先申込の期間の設定などが考えられる。

「地域クラブ」の活動が学校部活動と同等の条件で活動できるように整理し、本市「地域クラブ」として登録のある団体が、存分に学校施設を利用し、活動できるように管理していく。

さらに、潜在的課題を洗い出すため、学校や地域クラブ等にアンケートなどを行うとともに、他都市の先行事例などの調査研究を行っていく。

あわせて、従来のアナログな体制や非効率な作業を見直し、予約システム及びスマートロックの導入を検討するなど、学校施設利用における利便性向上に向けた取組を進めていく。

終わりに

令和5年度に国から休日の部活動の地域移行が示され、長年実施されてきた学校部活動は大きな変革を遂げ、現在もなお変革を続けている。岐阜市では、当初から「学校部活動に等しく置き換わるものが地域クラブ活動である」と定義付け、このことを根幹に全ての制度設計を行ってきた。

令和8年度に改訂、令和13年度に全面実施の次期学習指導要領には、「地域クラブ活動は教育的意義を継承する活動」であり、「学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する活動」であると位置付けられ、「地域クラブと学校との連携」をさらに重要視することが令和7年度において国から方針として示された。

この度、国から出された方針は、本市が当初から改革を進めてきたことと重なるため、大きな方針の転換の必要はないものの、本推進計画サブタイトルにある「中学生の成長を支える豊かで魅力的な地域における、地域がつくる、地域クラブ」を改革実行期間前半の3年間で実現し、学校を含む地域において、スポーツ・文化芸術の活動機会を確保し続けるとともに、本市の中学生がよりよい成長を遂げ、本市を支える大人へとなることを願う。